

新たな木材需要創出モデル事業支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は「新たな木材需要創出モデル事業支援事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造非住宅建築物 戸建て住宅以外で、事業に供する目的で建築される木造建築物(アパート、マンション等、賃貸により収益を得る目的の集合住宅を含む)
- (2) ウッドチェンジ 木材の新たな用途を研究、開発し、生活や事業活動における様々な製品を木製品に置き換える取り組み

(事業主体)

第3条 新たな木材需要創出モデル事業支援事業補助金の交付は、会長が実施する。

(事業期間)

第4条 令和5年4月3日から令和6年3月20日までとする。

(補助対象となる活動)

第5条 要綱別表2に定める事業内容は、県産木材を使用した木造非住宅建築物の建築促進等につながる取組で、先進性、モデル性を有する以下の活動をいう。

(1) 木材利用促進団体育成型補助金

木造建築やウッドチェンジのメリット(木造の特徴や人(社員)への癒し効果等)を伝える、事業者(会社の経営者等)への木育とも言うべき新たな活動を行う団体への支援(想定事例)

- ・事業者への木育活動(研修やイベント等)
- ・活動実践者の育成
- ・クラウドファンディングを活用したプロジェクトの立上げ 等

(2) 新工法等展開型補助金

主に建築業者や製材業者、建築士等を対象に、木材に関する新製品・新技術や木造建築に関する新たな工法、木材の新用途利用等を普及させる取組への支援

(想定事例)

- ・CLTや新工法等の先進技術の開発、改良
- ・木材新製品を利用した実際の建物等の見学会や勉強会の実施
- ・地域や業界が抱える課題解決に向けた専門かつ高度な人材の育成 等

(3) 新たなネットワーク形成型補助金

主に非住宅建築物の供給に係るネットワークの形成や強化を図ろうとする取組や、木材の供給や製造、設計など木材産業に関わる事業者が連携して行う森林循環を促進する取組への支援

(想定事例)

- ・製造事業者、建築士、建築業者等によるネットワークの構築
- ・供給から市場、製造、加工、建築業者までの新たな流通の試行
- ・建築業者のグループが実施する再造林活動の支援 等

(補助対象者)

第6条 要綱第2条に規定する「事業者等」とは以下の(1)又は(2)を満たす者をいう。

(1) 県内に主たる事務所を有する団体(任意団体を含む)

※複数の団体で組織されている場合は、団体の構成員のうち、県内に主たる事業所を有する者の割合が3分の2以上であること

(2) 県内に事業所を有する複数事業者による連携

※事業者のうち、県内に本店を有する者の割合が3分の2以上であること

※グループ企業内の事業者のみの連携でないこと

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、事業実施年度の2月末日までとする。

(補助対象者の公募・選定)

第8条 会長は、公募により補助対象者を選定するものとする。

2 公募はHPや記者発表により幅広く周知する。

3 公募者から別に定める事業計画書を徴し、会長が設置する選定委員会での審査において決定する。なお、選定委員会は、県や木材利用関係事業者など5名程度で構成する。

(軽微な変更)

第9条 要綱第8条第1項に規定する軽微な変更とは、各経費区分の30%以内の経費の流用又は補助事業に要する経費の増減に伴い補助金交付申請額が減額となる場合をいう。

(守秘義務)

第10条 本事業に携わる者は、当該事業を行う上で知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用することはできない。

(その他)

第10条 この要領に定めるものの他、事業の実施に必要な事項は別に定める。